

# 港区赤坂地区地域情報誌作成支援及び印刷 業務委託事業候補者募集要項

本件は、令和4年4月から実施する事業のため、予算の議決前に業務委託事業候補者を募集します。

よって、予算が成立しなければ契約することができないことをご理解のうえ、ご参加ください。

令和3年 12 月

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

## 1 目的

区では、より身近な地域情報を盛り込み、工夫を凝らして発信・共有することにより、幅広い世代の地域コミュニティを形成することを目的として、地域情報誌「MY タウン赤坂青山」(以下「地域情報誌」という。)を発行しています。

この地域情報誌の発行は、赤坂・青山地区タウンミーティング「地域情報の発信・交流分科会」(以下「分科会」という。)が担当しています。この分科会は、赤坂・青山地域の在住・在勤・在学者の中から公募により、メンバーを決定し、分科会メンバー自らが編集委員として企画・取材・原稿作成までを行っています。そのような状況の中で、地域情報誌の企画・取材・原稿作成、デザイン、レイアウトといった編集業務から印刷までをスムーズに進行していくために、専門的な立場からの確かな支援を行うことを本業務の目的としています。

本件は、区が行う上記の業務を行う事業者を募集し、公募型プロポーサル方式により、事業者を選考するものです。

### 【赤坂・青山地区タウンミーティングとは】

赤坂・青山地区タウンミーティングは、赤坂地区の課題を解決し、地域の魅力をより高めるために、区民意見等を聴取し、区民主体の検討及び活動を行う取組として実施しています。

「区民参画」は、区民が政策の立案、実施、評価又は見直しの意思形成過程に主体的に参加し、答申、提言、提案、意見、要望などを通じて政策決定に関わること。

(港区区民協働ガイドライン)

「地域情報の発信・交流分科会」の令和3年度のメンバー構成は、15名です。分科会メンバーは、年度末にメンバーを公募し、毎年新しいメンバーが入ってくるため、入れ替わりが激しく、安定的ではない状況があります。

## 2 業務概要

(1)業務名 港区赤坂地区地域情報誌作成支援及び印刷業務委託

(2)業務内容

(ア)日本語版について

具体的な内容については、各号につき、以下の内容とする。

①編集会議について

・編集会議の進行を行う。

進行に当たっては、発言者の偏りや意見の拡散を防止しながら議論を整理・促進するファシリテーターとしての役割を担い、合意形成が円滑になされるようにすること。

・オンラインでの実施にも対応すること。

②企画・編集について

・各号の企画段階において、分科会編集委員(以下「編集委員」という。)や読者の意見を反映させた企画を考え、企画案として編集会議等で提示すること。

編集委員、事務局の企画補助を行い、必要に応じて会議等で出された案の取りまとめを行うこと。また編集・作成段階では、編集委員の知識を補うよう、取材に当たっての補助、記事内容の決定から作成までの支援を行うこと。

・各号の地域情報誌発行までに原則4回の編集会議等に参加すること。

また、必要に応じて関係者との打ち合わせに参加すること。

・企画・編集に関する資料提供を行うこと。

③デザイン・レイアウト、校正について

・タブロイド判(273mm×406mm)8ページ・マットコート紙D判 72 kg・両面カラー・2折とする。

・編集委員の意見に基づき、誌面のデザイン・レイアウトを行うこと。

・デザイン・レイアウトに関する会議には、編集を担当する者も出席すること。

・校正については、3回行うこと。

・入稿する際には、PDFデータにて納品すること。

④取材同行について

・編集委員とともに取材に同行し、取材補助を行うこと。(各号発行につき取材同行6回)

⑤写真撮影について

・情報誌の各コンテンツ編集に伴い撮影が必要な場合は、各号2回を目途にカメラマンに取材・撮影をさせること。

⑥進行管理について

・編集会議における企画検討から製版データ納品までの進行管理を事務局とともに行うこと。

(イ)英語版について

赤坂・青山地域は外国人が多く、英語版の地域情報誌ダイジェスト版は、赤坂青山地域に暮らす外国人が地域を理解する上の一助となることを目的に作成する。英語版の地域情報誌の発行は、分科会を通さずに、事務局と調整すること。

①原稿の決定・編集等について

・特集面の原稿は、地域情報誌第 57号から第59号の中から、外国人向けに適したテーマの号を事務局と調整して決定すること。

・行政面の原稿は、地域情報誌第 57号から第59号の中から、外国人向けに適した情報、記事内容を事務局と調整して決定すること。

・必要に応じて、原稿内容が最新の情報となるように、修正を加えること。

②翻訳作業について

・翻訳言語は英語とし、翻訳文はネイティブスピーカーのチェックを必ず通すこと。

③デザイン・レイアウト・校正について

・タブロイド判(273mm×406mm)8ページ・マットコート紙D判 72 kg・両面カラー・2折とする。

・事務局の指示に基づき、誌面のデザイン・レイアウトを行うこと。

・表紙は特集面で選んだ号のものを使用すること。

・校正については、3回行うこと。

・入稿する際には、PDFデータにて納品すること。

(ウ)印刷について

・毎号、赤坂地区総合支所の担当と検討の上、決められた期日までに 25,000 部印刷

すること。英語版に関しては、2,000部印刷すること。

・校正は色校正を1回行うこと。

・タブロイド判(273mm×406mm)8ページ・マットコート紙D判 72 kg・両面カラー・2折を赤坂地区総合支所のほか3カ所(青山いきいきプラザ・赤坂いきいきプラザ・青南いきいきプラザ)に区が指定する部数を納品すること。英語版に関しては、2,000部を赤坂地区総合支所に納品すること。

・完成品のデータ納品(PDFファイル)も行うこと。

・この契約により作成された印刷物の著作者は港区とし、印刷物の著作権は港区が有するものとする。

・この契約の履行にあたり生じたもの、印刷物のデジタル情報、図版、写真及びネガフィルム等については、港区に著作権を譲渡するものとし、港区が請求をしたときは、港区が指定する方法で引き渡さなければならない。

(エ)履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(予定)

(オ)発行日(予定)

①日本語版発行日(予定) 年3回

第58号 令和4年7月中旬予定

第59号 令和4年11月中旬予定

第60号 令和5年3月中旬予定

②英語版発行日(予定) 年1回

ダイジェスト版 令和5年3月中旬予定

(カ)参考事業規模 3,190,000円程度(税込)

(うち委託経費は、1,710,000円程度、印刷経費については、1,480,000円程度)

この金額は、事業規模の目安を示したものであり、契約額を表すものではありません。なお、提案はこれらの金額を超えないものとしてください。提案額が事業規模を超えた場合は、失格とします。

現時点では、令和4年度予算が成立していないため、予算成立後、上記の金額及び仕様書に記載された規模で業務委託を実施する予定であることをあらかじめご了承ください。

※(ア)～(オ)については、資料2-2「仕様書(案)」のとおり

### 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者(以下「プロポーザル参加者」という。)の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

1 港区の競争入札参加資格登録業者であること。

2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でな

いこと。

- 3 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。)にないこと。
- 4 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱(平成16年7月30日16港政契第238号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- 5 港区の契約における暴力団等排除措置要綱(平成24年1月26日23港総契第1157号)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

#### 4 応募手続き

##### (1) 提出書類

※資料は原則として A4版で作成してください。なお、今回ご提案いただいた内容は、選定後に必ず使用されるものではございませんので、あらかじめご了承ください。

提出書類		内容
①	応募申込書	第1号様式
②	応募事業者概要	第2号様式
③	業務実績	第3号様式
④	業務に対する基本姿勢	第4号様式
⑤	業務体制に関する事項	第5号様式
⑥	情報誌の企画提案	第6号様式
⑦	スケジュール提案	第7号様式
⑧	見積書及び内訳書	様式自由 ※項目ごとの内訳を明記してください
⑨	物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(写)	港区物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合に、ご提出ください
⑩	応募申込書等の提出日前3か月以内に発行されていることを要するものとして、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)及び印鑑登録証明書	港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合に、ご提出ください
	財務諸表(最新の事業年度のもの)	
	納税証明書(法人の場合は法人税、法人事業税(地方法人特別税を含む)、消費税及び地方消費税)	
⑪	・共同事業体構成書 ・共同事業体協定書兼委任状 ・委任状(代理人が契約権限を有する場合)	区外事業者であり区内事業者と共同事業体を構成する場合のみ第9号様式-1~3をご提出ください

	のみ)	※後述7(1)区外事業者の参加についてをご参照ください
⑫	ワーク・ライフ・バランス推進企業確認書類	該当する場合のみご提出ください。 ※後述7(2)ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価をご参照ください
⑬	障害者雇用に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※7(3)を参照してください。
⑭	環境配慮に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※7(4)を参照してください。
⑮	災害協定活動に対する評価の確認書類	該当の場合のみ提出してください。 ※7(5)を参照してください。

## (2)提出部数

提出書類を1つのファイルに綴じて、インデックスを付けた上で、正本1部、副本7部提出してください。ただし、提出書類の①、②、⑨、⑩、⑪～⑮については、正本への添付のみとしてください。副本は、応募事業者の社名や応募者(共同事業体の各事業者を含む)が特定できるシンボルマーク等の記載をしないでください。また、指定した書類の他、審査を行う上で必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

合わせて、上記の電子データ一式をDVD-R1枚に入力し、提出してください。入力する内容は正本と同様にしてください。ただし、社印及び代表者印の押印は不要です。

## (3)提出先・担当部署

〒107-8516 港区赤坂4丁目18番13号

赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当

TEL 03-5413-7013 FAX 03-5413-2019

(4)提出方法 事前に電話で予約のうえ、直接持参してください。郵送又は電送等による提出は受け付けません。

## (5)募集要項等の配布場所、申込受付期間

ア)配布場所 上記(3)提出先に同じです。なお、港区ホームページ(新着情報→プロポーザル)からも入手できます。

イ)受付期間 令和3年12月22日(水)から令和4年1月11日(火)まで

※受付時間は平日の午前9時から午後5時までとします。受付期間後の申請書等の差し替え及び再提出は認めません。なお、総合支所は土・日・祝日、及び12月29日～1月3日は閉館日となりますのであらかじめご了承ください。

## (6)募集要項等に関する質問書の受付期間、提出方法及び回答方法

ア)提出方法 指定様式(第8号様式)により、電子メールで提出してください。メールの件名は「～運営業務委託(会社名)」としてください。なお、送信先アドレスは第8号様式をご参照ください。

イ)受付期間 令和3年12月22日(水)から令和4年1月3日(月)まで

ウ)回答方法 令和4年1月5日(水)午後5時までに、電子メールで質問内容とその回答を送付します。

(7)提出にあたっての注意事項

ア)法令遵守

業務遂行については法令遵守してください。個人情報保護については、「港区個人情報保護条例」及び「港区情報安全対策指針」を遵守してください。

イ)応募費用

本提案に要する費用は、プロポーザル応募者の負担とします。

ウ)著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属します。ただし、区は事業候補者の公表等必要な場合には、応募申込及び運営提案書内容を無償で使用または公表することができるものとします。

エ)提出書類の扱い

区に提出された書類は、理由を問わず返却しません。また、区が提供した資料は、応募に係る検討以外の目的にすることを禁じます。さらに、目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること及び提示することを禁じます。

オ)重複提案について

プロポーザル参加者につき、運営提案書は1つとします。

カ)追加書類の提出

区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求めます。

キ)連絡における事故の扱い

メールの通信事故等については、区は一切の責任を負いません。

ク)区職員との接触について

当該要項の公表日以降、区が提供する機会を除き、選考委員、区職員及び本件関係者に対して、本件提案に関する(質疑を含む)接触はできません。やむを得ない理由がある場合を除き、接触の事実が認められた場合はプロポーザルの参加資格を取り消しますのでご注意ください。

ケ)公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は、選考を中止することがあります。

コ)応募の辞退について

応募書類を提出した後、辞退する場合には、「辞退届(第10号様式)」を提出してください。ただし、第一次審査の通過以降は辞退することができません。

5 事業者候補決定までの日程(予定)

(1)	12月22日(水)～ 1月11日(火)	募集要項等の配布
(2)	12月22日(水)～ 1月3日(月)	質問受付
(3)	1月5日(水)	質問回答

(4)	12月22日(水) ～1月11日(火)	申込受付
(5)	1月下旬～2月上旬	一次審査(書類審査)、第一次審査結果通知
(6)	2月上旬～2月中旬	二次審査(プレゼンテーション) 事業候補者決定 総合評価結果通知
(7)	3月中旬～3月下旬	契約手続き
(8)	令和4年4月1日(金)～	契約締結(事業実施)、審査結果公表

## 6 事業候補者の決定

### (1) 審査方法・審査基準

事業者候補については、「港区赤坂地区地域情報誌作成支援及び印刷業務委託事業候補者選考委員会」を設置し、その審査に基づき決定します。

選考委員会において、「一次審査」及び「二次審査」を実施します。

審査は点数化して評価します。一次審査及び二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

#### ア) 一次審査(書類審査)

参加条件を具備した事業者について、書類審査を行います。審査項目の合計点が高い概ね3者を一次審査通過とします。

一次審査項目	主な評価点
業務実績	・情報誌作成業務実績
業務に対する基本姿勢	・事業目的・条件の理解 ・地域特性の理解 ・本業務に対する意欲 ・区及び編集委員との連携 ・編集委員のサポート方法
業務体制に関する事項	・人員体制の確保 ・リスク管理能力 ①個人情報等の取扱い ②新型コロナウイルス等の感染症対策の取組
情報誌の企画提案	・地域の魅力を引き出す能力があるか ・独創的な内容であるか ・区民にとって読みやすいレイアウトであるか ・外国人にも旬な地域情報を届ける工夫があるか ・事業成果の確認方法(読者の満足度など)は妥当な手段であるか
スケジュール提案	・年間を通して、事業の展開を見据えているか ・実現性・妥当性のあるスケジュールであるか



見積価額	見積価額は仕様書に対し、適正・妥当な価格となっているか。
------	------------------------------

#### イ)二次審査

二次審査では、プレゼンテーション、ヒアリング、質疑応答及び第一次審査提出書類等を総合的に評価・審査します。

所要時間は30分程度を予定しています。プレゼンテーションは受注した際の業務担当者が必ず行ってください。

詳細スケジュール等については、一次審査通過者に別途通知します。

二次審査項目	主な評価点
理解度	事業や地域に関して適切に理解されているか
独自性・創造性・実現性	提案内容に独自性、創造性、そして実現性があるか
発展性	将来的に事業が発展するための提案がされているか
意欲・積極性	事業運営に対する意欲や積極性の有無
区、編集委員との協調性	区及び編集委員との連携

#### (2)結果の通知

各審査終了後、すべての参加者に対しメールで通知します。

### 7 地域貢献活動の評価

プロポーザル選考においては、事業候補者の地域に貢献する活動を評価の対象とします。該当する事業候補者は、それぞれ一次審査における事務局採点項目の配点の合計5%を加点します。加点対象となる地域貢献活動項目は以下の5項目です。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)区内事業者優遇</li> <li>(2)ワーク・ライフ・バランス推進企業点</li> <li>(3)障害者雇用点</li> <li>(4)環境配慮点</li> <li>(5)災害協定活動点</li> </ul> |
|---|

#### (1)区内事業者優遇

区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則「区内事業者と共同すること」を参加条件としています(これにより区外事業者単独での参加を妨げるものではありません。)。区内事業者が単独で参加したとき、または、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■共同の方法:複数事業者による共同事業体の結成

■共同事業体を構成する(代表企業ではない)構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合:区内事業者優遇措置(事務局採点項目の配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>「様式第9号—1~3」を参照。

- ・共同事業体構成書
- ・共同事業体協定書兼委任状
- ・委任状(代理人が契約権限を有する場合のみ)

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

<区内事業者として扱う事業者>

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者(「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。)
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成25年3月14日港総契第2801号)に該当し、区の認定を受けている区内事業者(登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店または支社等の営業所を置き営業を行う事業者)

<区内事業者として扱わない事業者の例>

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成25年3月14日港総契第2801号)で定める区内事業者として認定されているが、区内に所在地を置かない本店または支店②として申込みがあった場合(共同事業者の構成員も含む)

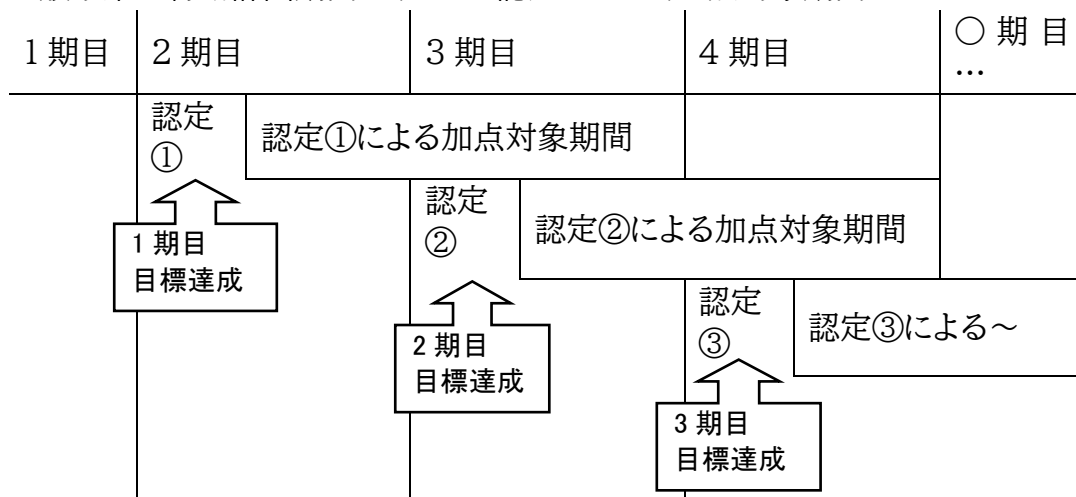
(2)ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価

区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都(産業労働局)が認定する「東京ワーク・ライフ・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること(下記図参照)	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できる書類写し等
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点対象期間



(3)障害者雇用に対する評価

区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」をプロポーザル選考一次審査における加点項目としています。評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

### <評価条件及び提出書類>

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

#### (4)環境配慮に対する評価

区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル一次選考審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステージ2以上の認証に限る。)のうち、いずれかの認証を取得し、現在も登録している場合、通知書の写しをご提出ください。

#### (5)災害協定活動に対する評価

区では、災害時における協定の締結がある場合または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。区と締結している協定書の写しをご提出ください。

## 8 結果の公表

選考結果及び選考過程は区の情報となり、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公開します。公開する図書等は、次のとおりです。

公表は、区と事業者が契約締結後、区のホームページ等で行います。

- ① 募集要項
- ② 審査項目
- ③ 選考委員会会議録要旨
- ④ 選考委員会報告書等

※公開しない情報は、選定されなかった事業候補者の情報で、当該事業候補者の不利益となる部分(提案内容等で公表することが適当でないと認められる事項)等とします。

## 9 契約関係

(1)区は、事業候補者と契約を締結するに当たり、港区契約事務規則(昭和39年3月31日規則第6号)39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会要綱(昭和43年7月29日43港総財第491号)第1条に定める港区業者選定委員会の審議を経ます。審議の結果により、契約を締結しない場合があります。

(2)事業候補者は、本プロポーザルにおいて選定されたことを以って運営期間中すべての契約を当然に締結し得る権利を有するものではありません。契約内容(範囲)については、別途協議を行います。

(3)委託期間については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの予定です。

(4)本契約の運営実績の評価が良好な場合、最長3年まで単年度契約をすることがあります。

#### 10 担当・問合せ

港区赤坂地区総合支所協働推進課地区政策担当 金子、吉良

〒107-8516 港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所2階

電話:03-5413-7013 FAX:03-5413-2019